

令和3年度 就学援助制度について

就学援助制度とは、教育の機会均等という見地から、小中学校に就学し、経済的な理由で給食費の支払いや学用品等の購入が困難な児童・生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助する制度です。援助の対象となる方は、生活保護法による保護の対象となる方及びこれに準ずる程度に困窮している方です。

就学援助を希望される方は、毎年度申請が必要です。

就学援助費の認定要件

(①～③のいずれかに該当する場合で、申請をされた方)

- ① 令和3年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた方
- ② 同居者全員の所得(注1)が、教育委員会の定める基準額の1.3倍未満の方

注1 2月～5月の申請者は令和元年(平成31年)中の所得、6月以降の申請者は令和2年中の所得で判定を行います。

- ③ 経済的理由によって、生活状態が悪く、就学困難と認められる方

※生活保護費(教育扶助)受給者については、申請不要で、修学旅行費のみ援助します。

申請の手続きについて

■ 申請受付開始日

令和3年2月1日(月)から受付を開始します。

- ※ 7月末までに申請して認定となった方は、4月分から援助の対象となります。
- ※ 8月以降に申請して認定となった方は、申請月から援助の対象となります。
- ※ 令和3年度の入学準備金の入学前支給を申請して認定となった方は、令和3年度の就学援助費の支給についても認定となりますので、あらためて申請書の提出は必要ありません。

■ 申請受付場所

教育委員会総務課、宇部市立の小中学校の事務室 (市役所本庁舎には申請窓口はありません。)

- ※ 申請書は、保護者の方が直接提出してください。郵送での受付は行っていません。
- ※ 申請書は教育委員会総務課(港町庁舎1階)、各市立小中学校、宇部市ホームページにあります。
- ※ 私立等へ就学(進学)するお子様がいる場合は、教育委員会総務課で申請を受付します。

■ 申請に必要なもの

- ◆ 印鑑(認印で可)
- ◆ 保護者(申請者)名義の通帳等、振込する口座番号のわかるもの
- ◆ 借家・アパート等にお住まいの場合は家賃金額のわかるもの(正確な金額を把握している場合は不要)
- ◆ 同居者全員の所得証明書(単身赴任等で別居の場合、生計が同一の場合は同居者とみなします。)

※ 申請の時期や住民票の有無によって異なりますので注意してください。

● 5月末日までに申請される方

令和2年1月1日に宇部市に住民票がありましたか?(同居者含む)

あり→所得証明書は不要です。(所得情報が確認できない場合は、市役所市民税課への申告が必要)

なし→令和2年度所得証明書が必要です。(令和2年1月1日に住民登録のあった自治体で発行されます。)

※平成13年4月1日までに生まれた方は、無収入でも所得証明書が必要です。

● 6月以降に申請される方

令和3年1月1日に宇部市に住民票がありましたか?(同居者含む)

あり→所得証明書は不要です。(所得情報が確認できない場合は、市役所市民税課への申告が必要)

なし→令和3年度所得証明書が必要です。(令和3年1月1日に住民登録のあった自治体で発行されます。)

※平成13年4月1日までに生まれた方は、無収入でも所得証明書が必要です。

就学援助費で支給されるもの

種類	援助内容等
学校給食費 ※1	現物支給（給食費の実費を教育委員会から直接学校へ支払います。）
学用品費	定額（学校で集金される教材費と同額ではありません。）
入学準備金	定額（新一年生で4月1日付認定者が対象。） 入学準備金を入学前支給された方は重複しての支給はありません。
通学費 ※1	最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の公共交通機関の運賃実費（通学定期券等で当該経路及び費用の証明ができるもの。限度額あり） 片道の通学距離が児童で4 km以上、生徒で6 km以上の場合に対象となります。 ※特認校以外の校区外通学は対象となりません。 ※特別支援学級児童生徒は距離を問いません。
修学旅行費	実費（限度額あり。修学旅行に参加した時点での認定者が対象）
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	交通費・見学料の実費（限度額あり。校外活動（宿泊を伴うもの）に参加した時点での認定者が対象）
医療費 ※1	学校の健康診断で学校病（トラコーマ・結膜炎・中耳炎・白癬・疥癬・膿痂疹・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病）と診断され、学校の治療指示を受けた場合、医療券を配付します。 医療券の対象となる治療費を教育委員会から直接医療機関へ支払います。

※1 宇部市立の小中学校のみ支給対象です。

結果通知・支給方法について

結果の通知は、提出された書類及び同居者全員の所得情報等により審査を行い、申請月の翌月末頃に郵送します。認定となるか否かについて、電話でのお問い合わせにはお答えできません。

なお、就学援助費の申請後、結果の通知が届くまでは、**校納金は学校の指示に従って納入してください。**

認定後の就学援助費（給食費、医療費以外）は、申請書で選択された口座（申請者または学校長の口座）に振り込みます。（集金された給食費は、学校または教育委員会から返金します。）

- 申請者の口座を選択された方は、指定された口座に振り込みます。**校納金のうち給食費を除いた教材費等の集金は引き続き行われますので、学校の指示に従って納入してください。**

（学校長に支払うべき費用の納入を1月でも怠ったときは、振込先を学校長の口座へ変更します。）

- 学校長の口座を選択された方は、就学援助費は学校に預けますので、年度末に学校で精算を行います。

認定となる所得の目安について

（参考 令和2年度）

下表は基準額に基づく年間総所得の目安です。**同じ世帯人数でも、年齢構成等により認定となる所得は変わります。**

	(例1) 4人世帯 <父38歳、母35歳、子9歳、子4歳>	(例2) 2人世帯 <母30歳、子6歳>
借家の場合	3,390,000円未満	2,350,000円未満
持家の場合	2,970,000円未満	1,930,000円未満

※借家の家賃は40,000円/月で計算しています。家賃の金額によって認定となる所得は変わります。

※年間総所得は給与所得控除等の必要経費を差し引いた金額です。

※教育委員会が定める基準額は、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる基準額により変更する場合があります。

問い合わせ先

宇部市教育委員会総務課 宇部市港町一丁目11番30号 電話 0836-34-8604